

**Q7： 来月からパートで働こうと思うのですが、年間130万円未満で働けば被扶養者の認定  
取消しになりませんか？**

A7： 年間130万円というのは、1月から12月までだけでなく、2月から翌年の1月、3月から翌年の2月までというように、どの12か月の累計でも判定します。

また、パート収入の場合、月額108,334円以上が4か月連続すると、4か月目の初日で被扶養者の認定を取り消し、国民健康保険に加入していただくことになります。

毎月、給与支給明細書を受領したら、12か月の累計と、月の限度額を4か月連続して超過していないか、両方確認する必要があります。

具体的な判定例は、次のとおりです。

(条件) 平成23年5月からパート収入を得ることとなり、年2回ボーナスの支給がある。

支給月	支給額 (円)					月々判定	備考
	給与	通勤手当	賞与÷12	小計	累計		
23年5月	85,000	5,000	10,000	100,000	100,000	○	賞与120,000
23年6月	90,000	5,000	10,000	105,000	205,000	○	
23年7月	95,000	5,000	10,000	110,000	315,000	×	
23年8月	115,000	5,000	10,000	130,000	445,000	×	
23年9月	90,000	5,000	10,000	105,000	550,000	○	
23年10月	95,000	5,000	10,000	110,000	660,000	×	
23年11月	100,000	5,000	20,000	125,000	785,000	×	賞与120,000
23年12月	105,000	5,000	20,000	130,000	915,000	×	
24年1月	115,000	5,000	20,000	140,000	1,055,000	×	
24年2月	100,000	5,000	20,000	125,000	1,180,000	×	
24年3月	90,000	5,000	20,000	115,000	1,295,000	×	
24年4月	91,000	5,000	20,000	116,000	1,411,000	×	

この例でいくと、4か月連続して限度額を超える平成24年1月1日に遡って取り消すこととなります。